

消費者

契約はよく考えて慎重に

未然にトラブルを防止しましょう



Aさんは認知症で、一人暮らしをしています。ある日、急にAさん宅に新聞が入り始め、気づいた娘さんは販売店に連絡しましたがつながらず、消費者センターへ相談しました。

確認したところ、今から5年前、Aさんが認知症になる前に、2年間の契約をしていたことが分かり、販売店との話し合いの結果、解約に応じてもらえることとなりました。

事例のように、数年前に結んだ新聞の購読契約が原因でトラブルになることがあります。

特に、高齢者の場合、経済面や健康面の事情が変わり、購読を続けられなくなる可能性がありますので、何年も先から始まる契約は避け、見通しのつく範囲で契約しましょう。

Aさんの場合は解約に応じてもらえましたが、期間を定めた契約は、原則途中でやめることはできません。

必要のない時は最初にきっぱりと断るよう心がけましょう。

また、新聞を契約した時に受け取る小さな紙は、れっきとした契約書です。契約した際は、期間などの契約内容を確認してから受け取り、失くさないよう大切に保管するようにしましょう。

特に、自宅にすることが多い高齢者や、一人暮らしを始めたばかりの大学生や社会人は、新聞に限らずさまざまな勧誘を受けて、断り切れずに契約するケースも見られます。契約はその場でするのではなく、家族ともよく話し合うなど、十分考えて慎重に決めるようにしましょう。

なお、訪問販売での契約は、契約書を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ(無条件解約)することができます。

困った時は消費者センターへご相談ください。

■ご相談は消費者センター(メルカつきまち4階、相談専用 ☎829・1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土・日・祝日も相談できます。